

●香川県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和8年2月24日

香川県知事 池 田 豊 人

変 更 年 月 日	事業所の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後	
令和8年1月 27日	プナケア訪問看護ス テーション 丸亀市飯山町東坂元 1941番地1	プナケア訪問看護ス テーション 丸 亀 市 飯 山 町 川 原 1037番地1	株式会社 Any Rainbow 代表取締役 宮地 一哉 仲多度郡多度津町青木108番地